

高予第6号

第5回 令和6年度高砂市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた(4)主要な建設改良事業の事業費「1,066,519千円」を「1,075,575千円」に改める。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	1,778,316 千円	△ 3,850 千円	1,774,466 千円
第1項 営業収益	1,499,184 千円	△ 3,850 千円	1,495,334 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,382,822 千円	△ 17,602 千円	1,365,220 千円
第1項 営業費用	1,258,583 千円	△ 17,000 千円	1,241,583 千円
第2項 営業外費用	122,737 千円	△ 602 千円	122,135 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額490,714千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」を「不足する額473,151千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	991,526 千円	26,619 千円	1,018,145 千円
第1項 企業債	719,400 千円	45,700 千円	765,100 千円
第4項 負担金	209,565 千円	△ 48,081 千円	161,484 千円
第5項 補助金	40,000 千円	29,000 千円	69,000 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	1,482,240 千円	9,056 千円	1,491,296 千円
第1項 建設改良費	1,117,314 千円	9,056 千円	1,126,370 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額			借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計				
上水道事業 建設・改良工	719,400	45,700	765,100	国 銀行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。 年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	40年以内（内据置5年以内）とする。 毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更があるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。	

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高予第7号

第4回 令和6年度高砂市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた(4)主要な建設改良事業の項中「757,891千円」を「679,323千円」に改める。

(収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 下水道事業費用	3,961,856 千円	△ 59,235 千円	3,902,621 千円
第1項 営業費用	3,578,897 千円	△ 52,600 千円	3,526,297 千円
第2項 営業外費用	378,957 千円	△ 6,635 千円	372,322 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,053,511千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」を「不足する額2,053,443千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	967,379 千円	△ 78,500 千円	888,879 千円
第1項 企業債	645,700 千円	△ 78,500 千円	567,200 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	3,020,890 千円	△ 78,568 千円	2,942,322 千円
第1項 建設改良費	796,507 千円	△ 78,568 千円	717,939 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の 目 的	限 度 額			借入先	起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計				
公 共 下 水 道 事 業	千円 606,100	千円 △ 61,800	千円 544,300	国 銀行 その他	公債証券の 発行又は普通 貸借の方法に より借り入れ る。 公債証券発 行の場合にお ける発行価格 は、額面100 円につき100 円とする。 ただし、財 政又は工事の 都合により、 翌年度に繰越 して起債する ことができ る。	年5.00%以 内とする。 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金等につ いて、利率 の見直しが行 われた場合に おいては、当 該見直し後の 利率とする。	40年以内（内据 置5年以内）とす る。 毎年度元利均等 又は元金均等の方 法により償還す る。 なお、借入先の 融資条件に変更が あるときは、その 融資条件に従う。 ただし、財政の 都合その他により 繰上償還をなし、 償還年限を短縮 し、又は低利の地 方債に借換えるこ とができる。
流 域 下 水 道 事 業	39,600	△ 16,700	22,900				
合 計	645,700	△ 78,500	567,200				

令和7年2月25日提出

高 砂 市 長 都 倉 達 殊

第3回 令和6年度 高砂市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度高砂市病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	4,607,903千円	700,000千円	5,307,903千円
第4項 特別利益	200,002千円	700,000千円	900,002千円

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ボイラー借上料	令和6年度から令和12年度まで	121,291千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第10条中「631,631千円」を「1,331,631千円」に改める。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都倉 達殊